

外国為替法令の解釈及び運用について

(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)

別 紙

第1章 総則

(関係法令の略称)

0-1

この通達における関係法令の略称は、それぞれ次による。

- (1) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）……………法
- (2) 外国為替令（昭和55年政令第260号）……………外為令
- (3) 外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号）……………外為省令
- (4) 外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）…報告省令

(本邦法人の海外支店等の行為)

5-0

- 1 本邦法人の外国にある支店、工場その他の事務所（以下「海外支店等」という。）の行為が、当該法人の財産又は業務に影響する場合は、当該海外支店等の行為について、法の規定及び法の規定に基づく命令の規定（以下「外国為替法令の規定」という。）の適用があるものとする。
- 2 本邦法人の海外支店等相互間の行為が、当該法人の財産又は業務に影響する場合は、外国為替法令の規定の適用があるものとする。
- 3 本邦法人の海外支店等と当該法人の本邦にある本社、支店、その他の事務所との間の行為は、非居住者と居住者との間の行為として、外国為替法令の規定の適用があるものとする。

(居住性の判定基準)

6-1-5、6

- 1 個人（3に掲げる者を除く。）

個人の居住性は、当該個人が本邦内に住所又は居所を有するか否かにより判定されるが、その判定が困難である場合もあるので、次に掲げるところにより、本邦内に住所又は居所を有するか否かを判定するものとする。

- (1) 本邦人の場合

イ 本邦人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所が外国にあるものと推定し、非居住者として取り扱う。

- (イ) 外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者

- (ロ) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- (ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる者のほか、本邦出国後外国に2年以上滞在するに至つた者

- (ニ) (イ)又は(ハ)までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6月未満のもの

ロ イにかかわらず、本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱う。

(2) 外国人の場合

イ 外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、非居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う。

- (イ) 本邦内にある事務所に勤務する者

- (ロ) 本邦に入国後6月以上経過するに至つた者

ロ イにかかわらず、次に掲げる者は、非居住者として取り扱う。

- (イ) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者

- (ロ) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。

(3) 家族の居住性

居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が、専ら当該居住者又は非居住者に負担されている家族の居住性は、当該居住者又は非居住者の居住性に従うものとする。

2 法人等（法人、団体、機関その他これらに準ずるものをいい、3に掲げるものを除く。）

法人等の居住性は、本邦内にその主たる事務所を有するか否かにより判定されるが、法人等の支店、出張所その他の事務所等の居住性については次によるものとする。

- (1) 本邦の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所は、非居住者として取り扱う。

- (2) 外国の法人等の本邦にある支店、出張所その他の事務所は、居住者として取り扱う。

- (3) 本邦の在外公館は、居住者として取り扱う。

- (4) 本邦にある外国政府の公館（使節団を含む。）及び本邦にある国際機関は、非居住者として取り扱う。

3 合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

- (1) アメリカ合衆国軍隊、アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等は、非居住者である。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号）第3条）

- (2) 国際連合の軍隊、国際連合の軍隊の構成員、軍属、家族、軍人用販売機関等及び軍事郵便局並びに政府が国際連合の軍隊と合意して定めるところに従い財務大臣が

指定する者は、非居住者である。(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和29年政令第129号)第3条)

4 居住性の認定申請手続

個人及び法人等の居住性は、上記1から3までの基準により判定されるが、その居住性の明白でない場合において、居住者又は非居住者の区別について、財務大臣の認定を受けようとするときは、外為省令第3条に規定する手続により認定の申請をするものとする。この場合において、当該申請者は、営業又は勤務に従事しているかどうか、収入をどこで受けているか等について資料を提出し、当該申請に係る居住性を立証するものとする。

(円建銀行引受手形の取扱い)

6-1-7

- 1 円建銀行引受手形は、内国支払手段として取り扱う。
- 2 上記1にいう「円建銀行引受手形」とは、本邦にある法第16条の2に規定する銀行等(以下「銀行等」という。)が引受けを行つた貿易関連の本邦通貨をもつて表示される期限付為替手形で次に掲げるものをいう。ただし、本邦の輸出者が振り出した手形については船積後30日以内、その他の手形((5)の手形を除く。)については船積後45日以内に引受けが行われたもので、かつ、船積後1年に郵便日数を加えた期日以前に満期日が到来するものに限る。
 - (1) 信用状付円建貿易手形
 - (2) アコモデーション手形
 - (3) 輸入決済関係手形(直ハネ手形)
 - (4) リファイナンス手形
 - (5) 表紙手形

(収集用又は記念用として輸入する外国通貨)

6-1-8

- 1 外国において強制通用力のある通貨は、その輸入の目的が収集用又は記念用等であつて、支払手段として使用しない場合であつても「外国通貨」として取り扱う。
- 2 上記1にかかわらず、キーホルダー、ブローチ又はネックレス等として使用する目的で加工された外国通貨については、「貨物」として取り扱う。

なお、この場合における「加工」とは、通貨そのものを加工した場合又は装身具等として使用する目的で枠その他の物品にはめ込まれた場合(物理的に分離することができない場合又は分離することによつてその使用価値を著しく損なう場合に限る。)をいう。

- (注) 1 外国通貨が、単に容器又はケースに収められている場合及び枠その他の物品にはめ込まれた場合であつても、物理的に分離可能な場合であり、かつ、その使用価値を著しく損なうこととならない場合には、当該外国通貨については、上記1の外国通貨として取り扱う。

- 2 上記2にいう「加工された外国通貨」は、関税率表（関税定率法（明治43年法律第54号）の別表の関税率表をいう。）の適用上は、第7118.10号及び第7118.90号の「貨幣」には分類されないことになっている。

（貴金属の範囲）

6-1-10

「金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物」の範囲は、次のとおりとする。

- 1 「金の地金、金の合金の地金」とは、金を含有する地金（金の含有量が全重量の100分の2未満のものを除く。）であつて、その形状が塊、片、粒その他これに類する形状のものとする。
- 2 「流通していない金貨」には、強制通用力のある金貨のうち、その額面金額を超える価額で取引されるものを含むものとする。
- 3 「金を主たる材料とする物」とは、金の地金を使用する物品であつて、その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものとする。

第2章 資本取引等

（海外支店等の設置拡張資金の範囲）

- 23-2 法第23条第2項に規定する「設置若しくは拡張に係る資金」の範囲は次のとおりとする。

- 1 海外支店等の設置時に必要な資金（設置後3月以内の運営に必要な資金を含む。）
- 2 海外支店等の拡張時に要する資金であつて、固定資産又は繰延資産の増加に伴うものの

第3章 対内直接投資等

（対内直接投資等を行おうとする日）

27-1

対内直接投資等に関する政令（昭和55年政令第261号）第3条第3項に規定する「対内直接投資等を行おうとする日」については、増資新株の取得に係る金銭の払込み等の期間を定めた場合は、当該期間の初日を当該対内直接投資等を行おうとする日とする。

第4章 報告等

（特定の銀行等又は資金移動業者）

55-3-1

報告省令第3条第2項に規定する「特定の銀行等又は資金移動業者」とは、同条第3項の規定による通知をした居住者の依頼により、月中において同条第1項の規定に基づ

き報告しなければならないとされる支払等（支払又は支払の受領をいう。）に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者をいう。

（媒介、取次ぎ又は代理の解釈等）

5 5 - 3 - 2

法第55条の3第2項に規定する「媒介、取次ぎ又は代理」とは次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 「媒介」とは、顧客が他の顧客との間で法第55条の3第1項第5号、第10号又は第11号に掲げる資本取引（以下「法第55条の3第2項に規定する資本取引」という。）を行うことについて、銀行等及び法第22条の2第1項に規定する金融商品取引業者（以下「金融商品取引業者」という。）が仲立ちとなつて行うことをいう。
- (2) 「取次ぎ」とは、顧客の計算で銀行等及び金融商品取引業者の名義により法第55条の3第2項に規定する資本取引を行うことをいう。
- (3) 「代理」とは、顧客の計算で顧客の名義により銀行等及び金融商品取引業者が代理人となつて法第55条の3第2項に規定する資本取引を行うことをいう。

第5章 雑則

（許可申請書の作成方法）

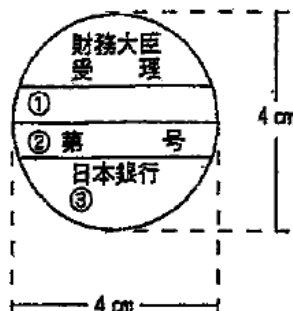
1 6 - 1 等

外為省令に定める許可申請書（別紙様式第二、第三及び第五から第十四までによる許可申請書並びに別紙様式第十五による変更許可申請書をいう。）は、外国語で記入された事項については、日本語を付記することにより作成して差し支えない。この場合、当該付記される日本語をもつて申請の内容とする。

（届出書の受理に際し使用する受理印）

6 9 - 1

- 1 外為省令第22条第1項、第24条第1項及び報告省令第6条の規定に基づき届出書が日本銀行を經由して提出される場合における財務大臣の受理印は、次のとおりとする。なお、受理印中の①欄には届出書の受理年月日、②欄には届出書の受理符号及び受理番号、③欄には日本銀行の本店又は支店名が記入されることとなっている。



2 対内直接投資等に関する命令（昭和55年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第1号）第3条第8項、第4条第5項及び第5条第2項の規定に基づき届出書が日本銀行を経由して提出される場合における財務大臣及び事業所管大臣の受理印は、次のとおりとする。なお、受理印中の①欄には届出書の受理年月日、②欄には届出書の受理符号及び受理番号、③欄には日本銀行の本店又は支店名が記入されることとなっている。

